

# 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を 改正する法律の概要

## 《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)から1,727(平成22年3月31日現在)まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日まで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。



## 《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

## 《改正概要》

### ① 推進のための措置 ⇒ 廃止

- 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
  - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
  - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- 三万市特例(合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例)の廃止

### ② 円滑化のための措置 ⇒ 存置

- 議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例
- 合併算定替
- 住民発議・住民投票
- 合併特例区

## 《施行期日》

平成22年4月1日

# 《現行法の主な特例の内容》

※H22.4.1時点では、議会の議員の定数又は在任に関する特例第8条第1項の撤廃措置ができていないため、『議員定数を地方自治法の上限の2倍まで増加させることができる』と記載。H23に地方自治法の一部を改正した際に併せて上記第8条第1項の規定を削除。

## ○ 議会の議員の定数又は在任に関する特例(第8条・第9条)

### <定数特例> ※H23に削除

議員定数を地方自治法の上限の2倍まで増加させることができる。(新設合併の場合、最初の任期のみ)

### <在任特例>

合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員でいることができる。(新設合併の場合、最長2年のみ)

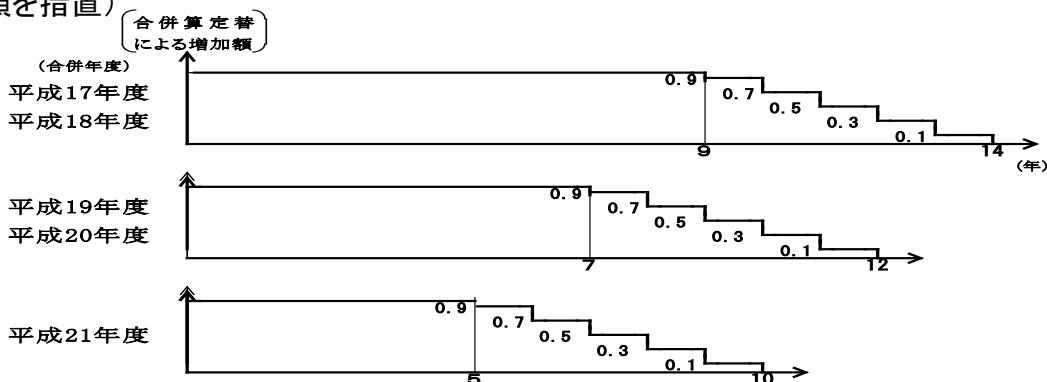
## ○ 地方税に関する特例(第16条)

合併の伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後5年間に限り、

- ① 不均一課税・課税免除ができることとする。
- ② 合併により人口30万以上となった場合であっても、引き続き事業所税を非課税とする。
- ③ 合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない。

## ○ 合併算定替(第17条第2項)

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定。(合算額を措置)



## ○ 住民発議・住民投票(第4条・第5条)

- ・ 有権者の50分の1以上が市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができ、また、
- ・ 当該請求が議会において否決され、かつ、市町村長が住民投票の請求をしなかった場合には、有権者の6分の1以上が合併協議会の設置について住民投票の請求をすることができ、有効投票総数の過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置。

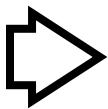
## ○ 合併特例区(第22条～第57条)

- ・ 地域住民の声を行政運営に反映するために、合併前の旧団体の区域に合併特例区(※)を設置することができる。  
※ 旧市町村区域の事務を処理、法人格を有する、区長は必置、設置期間は5年以内、公の施設の設置管理可能、予算編成権あり

# 市町村合併の現状

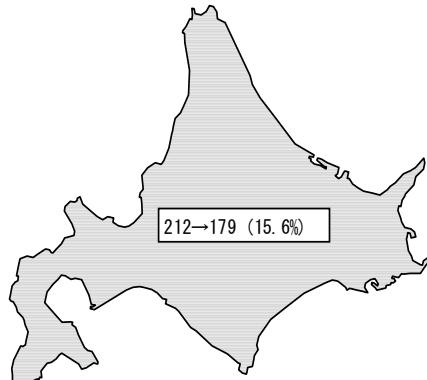
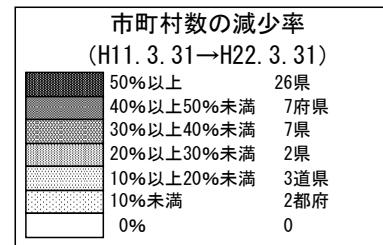
平成11年3月31日  
**3232**

▲1505



平成22年3月31日  
**1727**

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727
人口1万人未満	—	—	1,537	457
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067
平均面積(km <sup>2</sup> )	37.5	106.9	114.8	215.4



212→179 (15.6%)

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1～	581 (1,991)	1,410
現行法下 H17.4.1～	61 (156)	95
計	642 (2,147)	1,505

